

京都山城総合医療センター使用料等徴収条例

昭和 58 年 3 月 29 日

組 合 条 例 第 2 号

改正	平成元年 3 月 13 日	組合条例第 5 号	平成 28 年 10 月 6 日	組合条例第 4 号
	平成 4 年 3 月 9 日	組合条例第 3 号	平成 30 年 2 月 8 日	組合条例第 2 号
	平成 4 年 12 月 22 日	組合条例第 6 号	平成 30 年 3 月 27 日	組合条例第 4 号
	平成 5 年 3 月 12 日	組合条例第 3 号	平成 30 年 11 月 8 日	組合条例第 7 号
	平成 6 年 10 月 4 日	組合条例第 2 号	令和元年 9 月 30 日	組合条例第 5 号
	平成 6 年 10 月 4 日	組合条例第 3 号	令和 2 年 2 月 20 日	組合条例第 2 号
	平成 9 年 4 月 17 日	組合条例第 1 号	令和 2 年 3 月 24 日	組合条例第 3 号
	平成 11 年 3 月 5 日	組合条例第 3 号	令和 2 年 5 月 18 日	組合条例第 4 号
	平成 15 年 3 月 3 日	組合条例第 1 号	令和 2 年 11 月 18 日	組合条例第 7 号
	平成 21 年 2 月 17 日	組合条例第 4 号	令和 3 年 6 月 3 日	組合条例第 1 号
	平成 23 年 7 月 13 日	組合条例第 1 号	令和 4 年 2 月 22 日	組合条例第 3 号
	平成 24 年 3 月 30 日	組合条例第 2 号	令和 4 年 5 月 16 日	組合条例第 7 号
	平成 25 年 4 月 17 日	組合条例第 2 号	令和 4 年 11 月 11 日	組合条例第 12 号
	平成 25 年 8 月 23 日	組合条例第 3 号	令和 5 年 2 月 9 日	組合条例第 4 号
	平成 26 年 2 月 20 日	組合条例第 1 号	令和 6 年 3 月 28 日	組合条例第 2 号
	平成 26 年 3 月 31 日	組合条例第 3 号	令和 7 年 2 月 21 日	組合条例第 2 号
	平成 26 年 11 月 26 日	組合条例第 7 号	令和 7 年 3 月 31 日	組合条例第 4 号
	平成 26 年 11 月 26 日	組合条例第 10 号	令和 8 年 2 月 24 日	組合条例第 3 号
	平成 28 年 2 月 23 日	組合条例第 2 号		
	平成 28 年 3 月 17 日	組合条例第 3 号		

(目的)

第 1 条 この条例は、京都山城総合医療センター（以下「病院」という。）について、その使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）の徴収その他必要な事項を定めることを目的とする。

(診療を受ける者の使用料)

第 2 条 診療を受ける者の使用料は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 診療報酬の算定方法（令和 7 年厚生労働省告示第 30 号。以下この号において「告示第 30 号」という。）に定めのある診療については、告示第 30 号に基づいて、告示第 30 号別表第 1 医科診療報酬点数表により算定する費用の額に相当する額
- (2) 入院時食事療養費に係る食事療法及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（令和 7 年厚生労働省告示第 29 号。以下この号において「告示第 29 号」という。）に定めのある食事療養については、告示第 29 号に基づいて算定する費用の額に相当する額
- (3) 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（令和 6 年厚生労働省告示第 62 号）により算定する額
- (4) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）により算定する額

- (5) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）により算定する額
- (6) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）により算定する額
- (7) 自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の適用を受ける者については、第 1 号の算定の基準となった診療報酬点数等に 20 円を乗じて得た額
- (8) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受ける者の療養に要する費用については、第 1 号の診療報酬点数等に 11 円 50 銭を乗じ更に労災特別加算により得た額
- (9) 契約外自費患者の療養に要する費用については、第 1 号の診療報酬点数に 15 円を乗じて得た額に、消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する税率を乗じて得た金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えた額とする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てる。
- (10) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 2 項第 5 号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 64 条第 2 項第 5 号の規定に基づく厚生労働大臣の定める療養のうち、初診に係る選定療養費用の額は 7,000 円、再診に係る選定療養の費用の額は 3,000 円、入院（厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が 180 日を超えた日以降の入院（厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院を除く。）をいう。）に係る選定療養の費用については、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく入院基本料等に 100 分の 15 以内を乗じて得た額、多焦点眼内レンズを用いた白内障に対する水晶体再建術に係る選定療養費用の額は、多焦点眼内レンズの費用から診療報酬の算定方法に規定する水晶体再建術において使用する単焦点眼内レンズの費用を控除した額と当該多焦点眼内レンズの使用にあたり必要となる検査（保険診療の対象となる検査を除く。）に係る費用の額とを合算した額を基準として管理者が定める額
(病室使用料)

第 3 条 病室使用料は、別表第 1 の額に消費税等相当額を加えた額とする。

- 2 前項に規定する病室使用料は入院患者のうち生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受ける者その他の事情のため支払困難なものと認められる場合は、使用料を減額又は免除することができる。その減額又は免除の取扱いについて、必要な事項は規則で定める。

(自動車利用料)

第 4 条 自動車利用料は別表第 2 の額に、消費税等相当額を加えた額とする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てる。

(分娩料)

第 5 条 分娩料は、別表第 3 の額とする。

(介補料)

第 6 条 介補料は、別表第 4 の額とする。

(処置料)

第 7 条 処置料は、別表第 5 の額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てる。

(検診料)

第 8 条 検診料は、別表第 6 の額とする。

(健診料)

第 9 条 健診料は、別表第 7 の額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てる。

(管理料)

第 10 条 管理料は、別表第 8 の額とする。

(訪問看護交通費)

第 11 条 第 2 条第 3 号で定める使用料のほか、訪問看護のための交通費は別表第 9 の額に、消費税等相当額を加えた額とする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てる。

(その他の使用料等)

第 12 条 第 2 条から第 11 条に定めのない使用料等は、実費を基準として管理者が別に定める額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てる。

(使用料等の徴収)

第 13 条 病院において、第 2 条から第 10 条に規定する診療等を受ける者は、この条例の定めるところにより、使用料等を納付しなければならない。

(使用料等の納期)

第 14 条 使用料等は、その都度徴収する。ただし、入院患者に係る使用料等は、毎月末日をもって計算し、15 日以内にこれを徴収し、計算期日の中途に置いて退院する者については、退院の際に徴収する。

2 契約で定める場合又は応急診療等で、その都度徴収することが特に困難な場合は、前項の規定にかかわらず、後徴することができる。

(入院予約者の使用料等)

第 15 条 入院を予約した者に対し、既に病室の準備その他あらかじめ入院に係る手続をしたときは、現実に入院しない日についてもその使用料等に相当する額を徴収することができる。

(利用の拒否)

第 16 条 納付者が使用料等を滞納し、若しくは病院における規定等に違反したとき、院長は診療を拒否し、又は退院を命ずることができる。

(その他)

第17条 この条例の施行について、必要な事項に関しては管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日より適用する。
- 2 使用料条例（昭和42年組合条例第7号）は昭和58年3月31日を以って廃止する。
- 3 この条例施行適用までの使用料等は、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月13日組合条例第5号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月9日組合条例第3号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年12月22日組合条例第6号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月12日組合条例第3号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年10月4日組合条例第2号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年10月4日組合条例第3号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成9年4月17日組合条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月5日組合条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、第3条第1項の改正規定、第4条第1項の改正規定、別表第1の改正規定並びに別表第2を削り、別表第3を別表第2とする改正規定は平成11年4月20日から施行する。

附 則(平成15年3月3日組合条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月17日組合条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項ただし書きの規定については、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月13日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日組合条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月17日組合条例第2号)

この条例は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成25年8月23日組合条例第3号)

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 20 日組合条例第 1 号)
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日組合条例第 3 号)
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 26 日組合条例第 7 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 26 日組合条例第 10 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日組合条例第 2 号)
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 17 日組合条例第 3 号)
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 6 日組合条例第 4 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 8 日組合条例第 2 号)
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日組合条例第 4 号)
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 8 日組合条例第 8 号)
この条例は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 30 日組合条例第 5 号)
この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 20 日組合条例第 2 号)
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日組合条例第 3 号)
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 5 月 18 日組合条例第 4 号)
この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 9 号の改正規定は、
令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 11 月 18 日組合条例第 7 号)
この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 3 日組合条例第 1 号)
この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 2 月 22 日組合条例第 3 号)
この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 5 月 16 日組合条例第 7 号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月11日組合条例第12号）

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年2月9日組合条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日組合条例第2号）

この条例は、令和6年6月1日から施行する。ただし、令和6年厚生労働省告示第57号（以下この項において「告示第57号」という。）第1条による改正に係る規定は、令和6年4月1日から、告示第57号第2条による改正後の別表第一区分番号A101の注13のただし書、区分番号A106の注10のただし書、区分番号A207-3の注4のただし書、区分番号A214の注4のただし書、区分番号A304の注8のただし書及び区分番号A308-3の注5のただし書に係る規定は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和7年2月21日組合条例第2号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日組合条例第2号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月24日組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

病室使用料

病室使用料（1日につき）		
区分	A	B
特別室	16,000円	20,000円
個室 トイレあり	8,000円	10,000円
個室 トイレなし	5,600円	7,500円

附記

A及びB,の区分は次のとおりとする。

- A 組合市町村の居住者及び国民健康保険山城病院組合職員
- B 組合市町村外の居住者

別表第2（第4条関係）

自動車利用料

患者輸送車		
区分	A	B
基準料金	最初の1軒につき 100円	最初の1軒につき 120円
超過料金	超過の距離1軒につき 加算額80円	超過の距離1軒につき 加算額100円

附記

1 A及びB,の区分は次のとおりとする。

- A 組合市町村の居住者及び国民健康保険山城病院組合職員
- B 組合市町村外の居住者

2 夜間（午後10時から午前5時）は、2割増料金とする。

別表第3（第5条関係）

分娩料

項目	料金
分娩料	190,000円

分娩料（平日時間外）	200,000 円
分娩料（平日深夜）	205,000 円
分娩料（土休日）	205,000 円
分娩料（帝王切開）	190,000 円

分娩料は1分娩につき、1回とするが、1回の分娩で2人以上の胎児があるときは、胎児数に応じた分娩料とする。

別表第4（第6条関係）

介 補 料

介補内容		料 金
新生児介補料	1日につき	10,000 円

別表第5（第7条関係）

処 置 料

処置内容			料 金
避妊術	子宮内リング挿入	1回につき	20,000 円
	子宮内リング抜去	1回につき	10,000 円
卵管結紮		1回につき	100,000 円
死体処置		1件につき	5,000 円
	損傷のあるもの	1件につき	10,000 円

別表第6（第8条関係）

検 診 料

検診内容		料 金
乳児検診	1回につき（生後28日以前）	4,450 円
	1回につき（生後29日以降）	4,670 円
新生児専門検診	1回につき	2,000 円
妊婦検診	1回につき	4,000 円
産後検診	1回につき	5,000 円
胎児心臓超音波スクリーニング検査	1回につき	2,000 円
新生児聴覚スクリーニング検査	1回につき	4,020 円

別表第7（第9条関係）

健診料

健診内容		料 金
人間ドック	一般ドック	42,000円
	一般+脳ドック	72,000円
	脳ドック単独	35,000円
健康診断	Aコース	7,160円
	Bコース	12,840円

別表第8（第10条関係）

管 理 料

管理内容	料 金
乳房管理	3,500円
育児相談	1,500円
アロマ・フットマッサージ	2,000円

別表第9（第11条関係）

訪問看護交通費

距 離		料 金	摘 要
片道 5km 未満	1回につき	200円	健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく訪問看護
片道 10km 未満	1回につき	300円	
片道 10km 以上	1回につき	500円	